

令和 8 年 10 月吉日

お客さま 各位

各種手数料の新設と改定について

平素は当組合をご利用いただきありがとうございます。

当組合では、令和 9 年 1 月 4 日（月）より各種手数料を新設・改定させていただきます。
今後とも、より一層のサービス向上に努めて参りますので、引続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

●新設・改定日 令和 9 年 1 月 4 日（月）

●新設する口座開設手数料 (税込)

手数料名	手数料金額
相続財産管理人口座開設手数料（※1） 相続財産清算人口座開設手数料（※1）	（1 口座） 16,500 円
個人情報開示手数料（※2）	（個人情報開示請求書 1 通あたり） 2,200 円

※1 相続財産管理人(清算人)等の肩書きを口座名義に使用しない場合でも、口座開設の目的が相続財産管理人(清算人)等の職務を遂行するために利用する場合には手数料がかかります。

※2 郵送でのお受け取りの場合は、実費（簡易書留扱い）を別途ご負担いただきます。

●改定する口座開設手数料 (税込)

手数料名	改定前	改定後
破産管財人口座開設手数料（※3）	（1 口座） 11,000 円	（1 口座） 16,500 円

※3 破産管財人等の肩書きを口座名義に使用しない場合でも、口座開設の目的が破産管財人等の職務を遂行するために利用する場合には手数料がかかります。

不明な点がございましたら、お気軽に窓口までお問合せください。

熊谷商工信用組合